

第11回 旅行業登録って何？

法務・コンプライアンス室

(監修 弁護士 三浦雅生)

富士山が国連教育科学文化機関（ユネスコ）の世界文化遺産に登録されました。世界遺産とは、1972年のユネスコ総会で採択された条約に基づいて世界遺産リストに登録された遺跡、景観、自然等、人類が共有すべき「顕著な普遍的価値」を持つ不動産等が対象となるそうです。

そこで、今回は、旅行業の「登録」がテーマです。

登録は営業許可の証

1952年に「旅行あつせん業法」が成立しました。今でこそ旅行業者のオフィスはPC等で溢れていますが、当時は、俗に「旅行業は机ひとつ電話一本あればできる。」と言われたように、たいした設備がなくても営むことができ、また比較的高額な金額を扱えることから、倒産でもすればお客様や旅館などの取引業者が損害を被る危険性がありました。このため、不良業者や悪徳業者を排除して公正な取引を維持することが旅行業界全体の発展に寄与することになるとの考え方によりこの法律が制定されたそうです（旅館が旅行業者の信用を測るための根拠として登録制度と営業保証金制度の創設を要望したとの説もあります）。

そこで、不良業者等を排除するために登録制度を創設し、「一定の要件」を設けてふるいにかけ、その要件

をクリアした者に限って営業を許可するとともに、登録簿に記載して営業を許可した事実を公にすることとしました。それから60余年を経て、現行の旅行業法第3条にも「旅行業を営もうとする者は、観光庁長官の行う登録を受けなければならない。」と定められています。

新規登録の申請を受けた行政庁（観光庁長官又は都道府県知事）は、「一定の要件」として、財産的基礎（省令で定める基準資産額以上）があるのか、過去に違反行為や登録の取消しがあった際はそれから5年を経過しているか、旅行業務取扱管理者を確実に選任できるのか等の登録拒否事由（第6条第1項各号）に該当しないことを審査します。もし登録拒否事由に該当すれば、理由を付して申請者に通知しなければなりません（同第2項）。一方、めでたく審査OKとなれば、行政庁は、申請者の氏名や所在地、商号、登録年月日、登録番号等を旅行業者登録簿又は旅行業者代理業者登録簿に登録し、登録したことを申請者に通知しなければなりません（第5条）。また、行政庁は、これらの登録簿を公衆の閲覧に供しなければなりません（第21条）。このように、旅行業登録は営業許可の証と言えるでしょう。

登録事項の変更の届出と変更登録

登録をしていれば、社長が代わる、引越をする等、登録された事項が変更になることがあります。この場合、登録事項に変更があった日から30日以内に行政庁に届け出なければなりません（同第6条の4第3項）。これが「登録事項の変更の届出」です。これをしない

と30万円以下の罰金に処せられる可能性があります（同第31条第1号）。行政庁は、届出を受理したときは届出事項を登録簿に登録しなければなりません（同第6条の4第4項）。こうして登録事項が常に最新のものとなるようになっていきます。

また、例えば第3種旅行業から第2種旅行業に変更するように、その業務範囲そのものを変更しようとする場合は、「変更登録」を受けなければなりません（同第6条の4第1項）。こうなると、行政庁は、変更を希望する業務範囲を営むための要件をその旅行業者が満たしているのかを審査し、OKとなればあらためて登録簿に登録することになります。

更新登録

登録から5年も経てばその旅行業者の状況も変化します。旅行業の登録の有効期間は5年に限られ、有効期間が満了するときごとに、再度登録要件の全部について再審査を行います（第6条の2、第6条の3）。これが「更新登録」ですが、有効期間の満了の日の2カ月前までに、更新登録申請書を行政庁に提出することになっています（旅行業法施行規則第1条）。

登録も色々

登録制度は広くさまざまな場面で利用され、その意味合いもさまざまです。商標登録、自動車の登録、ギネスの登録：最近ではSNSの友達登録なんなのもありますね。

(堀江)